平成２８年（フ）第１７５号
川崎市幸区小倉３丁目９番22―404号　シンフォニーヤマコ１
債務者　八巻　郁樹
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
川崎市宮前区宮前平３丁目10番地15　アステール宮前平　304
債務者　三好　裕人
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８８号
川崎市宮前区南平台20番37―205号
債務者　金田　智江
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
京都府城陽市寺田島垣内10番地　木村住宅２号、前住所京都府宇治市大久保町平盛６番地の211
債務者　東野　　学
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３４５号
京都市伏見区小栗栖中山田町60番地　府営住宅小栗栖西団地24―107
債務者　藤原　博光
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３８５号
京都市中京区西ノ京東中合町28番地　アンビシャスおいけ503号
債務者　髙本　　優
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４２６号
京都市北区衣笠西開キ町18番地の12
債務者　池永　安子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４４５号
京都市右京区西院西溝崎町４番地　テラスパレフルーヴ11号室
債務者　岡嶋　良幸
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４４６号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地６棟204号
債務者　田中　典子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４５０号
京都市右京区花園扇野町18番地　マンションサンライズ202
債務者　澤　　義剛
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４５１号
京都市伏見区深草西浦町６丁目62番地　キャッスル深草401
債務者　岡本領太こと　呉　　領太
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４５７号
京都市伏見区向島清水町47番地１　向島市営住宅11―２棟802号
債務者　大上　佳美
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４５８号
京都市伏見区向島清水町47番地１　向島市営住宅11―２棟802号
債務者　大上　緋梨
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２５９号
大阪府高石市千代田４丁目２番18―302号
債務者　松尾　加織
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２６６号
堺市西区浜寺石津町東３丁１番40号亀林文化１階５号室、前住所堺市中区田園599番地５
債務者　深海　　亘
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２８９号
大阪府羽曳野市高鷲９丁目１番18―306号
債務者　安達　　寛
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２９０号
大阪府羽曳野市高鷲９丁目１番18―306号
債務者　香川真奈美
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係